

# ニュージーランドの 概況及び地方行政事情

2006 年 9 月

(財)自治体国際化協会シドニー事務所



Japan Local Government Centre  
(CLAIR, Sydney)

## 目 次

|     |                          |    |
|-----|--------------------------|----|
| I   | 概 要                      | 1  |
| 1.  | 地 理                      | 1  |
| 2.  | 歴 史                      | 2  |
| 3.  | 宗 教                      | 2  |
| II  | 政 治                      | 4  |
| III | 経 済                      | 5  |
| 1.  | 概 況                      | 5  |
| 2.  | 国家財政                     | 6  |
| 3.  | 旅行者                      | 6  |
| 4.  | 貿 易                      | 7  |
| IV  | 地方制度の概要                  | 8  |
| 1.  | 政府間の事務配分                 | 8  |
| 2.  | 地方自治体の概況                 | 9  |
| 3.  | 地方自治体の組織                 | 10 |
| 4.  | 地方自治体の財政                 | 12 |
| 5.  | 地方行政改革の動向                | 13 |
| V   | 国際交流の概要                  | 16 |
| 1.  | 日本の地方自治体の交流先としてのニュージーランド | 16 |
| 2.  | ニュージーランドと諸外国との姉妹提携の現況    | 17 |
| 3.  | 日本とニュージーランドとの姉妹提携        | 17 |
| 4.  | 外国青年招致事業(JET プログラム)参加状況  | 19 |

# I 概 要

## 1. 地 理

|         | ニュージーランド                 | 日本                       |
|---------|--------------------------|--------------------------|
| 面積      | 270,534km <sup>2</sup>   | 377,914km <sup>2</sup>   |
| 位置      | 東経160～173 度<br>南緯33～53 度 | 東経123～154 度<br>北緯20～46 度 |
| 最高峰     | 3,754m(Mt Cook)          | 3,776m(富士山)              |
| 人口      | 4,140 千人(06 年6 月)        | 127,757 千人(05 年10 月)     |
| 人口密度    | 15.30 人/km <sup>2</sup>  | 343.00 人/km <sup>2</sup> |
| 人口増加率   | 1.80%                    | 0.05%                    |
| 合計特殊出生率 | 1.95(03 年)               | 1.25(05 年)               |

|       | オークランド                       | クライストチャーチ                    | ウェリントン                       |
|-------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 面積    | 658.33km <sup>2</sup>        | 453.14km <sup>2</sup>        | 289.91km <sup>2</sup>        |
| 位置    | 東経177.73 度<br>南緯36.90 度      | 東経172.62 度<br>南緯43.53 度      | 東経174.77 度<br>南緯41.28 度      |
| 気温(夏) | 最高23.7℃(2 月)<br>最低15.8℃(2 月) | 最高22.5℃(1 月)<br>最低12.2℃(1 月) | 最高20.6℃(2 月)<br>最低13.6℃(2 月) |
| 気温(冬) | 最高14.5℃(7 月)<br>最低7.1℃(7 月)  | 最高11.3℃(7 月)<br>最低1.9℃(7 月)  | 最高11.4℃(7 月)<br>最低6.3℃(7 月)  |
| 降水量   | 1,240mm/年                    | 648mm/年                      | 1,249mm/年                    |
| 人口    | 415,200 人(03 年6 月)           | 338,800 人(03 年6 月)           | 179,100 人(03 年6 月)           |
| 人口密度  | 631 人/km <sup>2</sup>        | 748 人/km <sup>2</sup>        | 618 人/km <sup>2</sup>        |
| 人口増加率 | 3.41%                        | 2.05%                        | 2.58%                        |

(資料)総務省統計局「日本の統計 2006」、new zealand official yearbook 2004、Statistics New Zealand Web サイト

## ニュージーランドの人口に関する情報

|                            |                     |
|----------------------------|---------------------|
| 先住民(マオリ)の人口(01 年3 月)       | 526 千人 (全人口の 14.7%) |
| 出生地がニュージーランド以外の人口(01 年3 月) | 846 千人 (全人口の 22.7%) |
| 65 歳以上の人口(01 年6 月)         | 461 千人 (全人口の 11.9%) |
| 在留邦人数(04 年10 月)            | 12,518 人            |
| 平均余命(00 年-02 年)            | 男性 76.3 歳 女性 81.1 歳 |

(資料)外務省ホームページ、new zealand official yearbook 2004

## 2. 歴 史

|                    |                                                                            |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 紀元前 700 年頃         | ポリネシア系移民(先住民マオリ)がニュージーランドに移住。                                              |
| 1642 年             | オランダ人アベル・タスマンが南島に到着。Nieuw Zeeland と命名。                                     |
| 1769 年             | 英国人探検家ジェームズ・クックが到着。                                                        |
| 18 世紀末～<br>19 世紀前半 | 捕鯨、あざらし捕獲、カウリ材(ニスの材料)、亜麻などの積み出しのため西欧人渡来。                                   |
| 1839 年             | オーストラリアのNSW州がニュージーランドを併合し、英国からの本格的な入植が始まる。                                 |
| 1840 年             | ワイタンギ条約(マオリの権利を保障する代わりに、ニュージーランドをイギリスの領土の一部とするもの)締結、英領植民地となる。              |
| 1841 年             | NSW州からの独立を宣言。                                                              |
| 1842 年             | ニュージーランド初の自治体となるウェリントンが誕生。                                                 |
| 1843 年             | マオリとの土地をめぐる争いが激化し、22 人の移住者と 4 人のマオリの死者を出したワイロウ虐殺事件が起こる。                    |
| 1852 年             | 中央議会並びに6つの県(province)及びその議会の設置を定めた憲法が公布される。                                |
| 1854 年             | オークランドで最初の中央議会が開催される。                                                      |
| 1860 年～72 年        | 土地問題をめぐるマオリと移住者との間の激しい対立が続く(マオリ戦争)。                                        |
| 1861 年             | 南島のオタゴでゴールドラッシュ始まる。                                                        |
| 1865 年             | ウェリントンへ遷都。                                                                 |
| 1876 年             | 県が廃止され、従前の自治体を再編して、全国に 63 の農村部自治体(county)と 45 の都市部自治体(municipality)が設置される。 |
| 1877 年             | 義務教育の開始。                                                                   |
| 1882 年             | 冷凍食肉の輸出が開始され、これを契機に牧畜・酪農業が飛躍的に発達。                                          |
| 1890 年             | 初の普通選挙(男性のみ)で自由党政権が成立、以後 21 年間同党の政権が続く。                                    |
| 1893 年             | 世界で初めて女性の参政権が認められる。                                                        |
| 1898 年             | 老齢年金法成立、世界的にも早く社会福祉制度が整備される。                                               |
| 1907 年             | 英国連邦自治領(Dominion)となり、自治権が拡大される。                                            |
| 1914～1918 年        | 第一次世界大戦参戦。                                                                 |
| 1939～1945 年        | 第二次世界大戦参戦。                                                                 |
| 1947 年             | 英国のウェストミンスター法(イギリス連邦内の国に本国と同様の主権を認める法律)に基づき、ニュージーランドとしての主権を確立する。           |
| 1950 年             | 国会の上院が廃止され一院制になる。<br>朝鮮戦争に派兵。                                              |
| 1951 年             | 南太平洋地域の安全保障体制を確立するため、アメリカ及びオーストラリアと ANZUS 条約締結。                            |

|        |                                                                                              |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1965 年 | ベトナム戦争に派兵。                                                                                   |
| 1973 年 | イギリスが EEC に加盟し、ニュージーランドからの輸入品への関税が引き上げられることになり、農作物の安定した輸出先を失ったため、アジアとの政治的・経済的関係の強化に努めるようになる。 |
|        | 石油危機、以後経済悪化。                                                                                 |
| 1984 年 | 労働党ロンギ政権成立。大規模な経済改革に着手。                                                                      |
| 1985 年 | 核兵器搭載の確認を拒んだアメリカの駆逐艦「ブキャナン」号の入港を拒否。                                                          |
| 1986 年 | 大規模な税制改革を実施し、消費税 (GST: Goods and Services Tax) を導入。                                          |
| 1987 年 | 非核・軍縮・軍備管理法成立。                                                                               |
| 1990 年 | ボルジャー国民党政権成立。                                                                                |
| 1997 年 | 国民党党首にシップリーが就任し、初の女性首相が誕生する。                                                                 |
| 1999 年 | 労働党が9年ぶりに政権を奪取。首相 (クラーク) は、引続き女性。                                                            |
| 2002 年 | クラーク首相率いる労働党が総選挙で勝利、政権2期目を決める。                                                               |

### 3. 宗 教

2001 年国勢調査結果

| 宗 教   |       | 人 数         | 割 合   |
|-------|-------|-------------|-------|
| キリスト教 | 英国国教会 | 584,793 人   | 16.9% |
|       | カトリック | 486,012 人   | 14.0% |
|       | 長老派   | 431,547 人   | 12.4% |
|       | その他   | 636,879 人   | 18.4% |
|       | 小 計   | 2,139,231 人 | 61.7% |
| 仏教    |       | 41,634 人    | 1.2%  |
| ヒンズー教 |       | 39,798 人    | 1.1%  |
| イスラム教 |       | 23,631 人    | 0.7%  |
| その他   |       | 41,481 人    | 1.2%  |
| 無宗教   |       | 1,028,052 人 | 29.6% |

(資料) new zealand official yearbook 2004

## Ⅱ 政 治

ニュージーランドの政府構造は、中央政府と地方政府の二層である。地方政府には「広域自治体」と「地域自治体」の 2 種類があるが、両者の担当事務は明確に区別され並列の関係に立っている。

ニュージーランドは、憲法上、英国女王エリザベス二世を元首とする立憲君主国であるが、実際は慣習法に則り内閣が行政権を行使する。

議会は一院制で、定数は 121 名、任期は 3 年となっている。

### ニュージーランド中央政府の基本構造

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 立法府  | <p>一院制議会</p> <p>&lt;議員数&gt;<br/>121 名（小選挙区 69 名、比例区 52 名）<br/>〔内訳〕<br/>労働党 50 名、グリーン党 6 名、国民党 48 名、ACT 党 2 名、<br/>ニュージーランド・ファースト党 7 名、マオリ党 4 名、<br/>ユナイテッド・フューチャー党 3 名、革新党 1 名 (2006 年 9 月現在)</p> <p>&lt;任期&gt;<br/>3 年</p> <p>&lt;選挙制度&gt;<br/>小選挙区比例代表併用制</p>                                   |
| 行政府  | <p>形式的には立憲君主制<br/>実質的には議院内閣制</p>                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 司法制度 | <p>地方裁判所、高等裁判所、控訴裁判所による三審制<br/>控訴裁判所の判決に不服のある場合は、英国の枢密院司法委員会に上告可能</p> <p>&lt;特定事件を扱う裁判所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用裁判所 (雇用問題)</li> <li>・家庭裁判所 (結婚・養子問題)</li> <li>・少年裁判所 (17 歳以下の刑事事件)</li> <li>・マオリ土地裁判所 (マオリ族の土地問題に関する紛争)</li> <li>・マオリ控訴裁判所 (マオリ族の土地問題に関する紛争)</li> </ul> |

(資料) New Zealand Parliament Web サイト

## Ⅲ 経 済

### 1. 概 況

#### (1) 国内総生産(名目 GDP)

単位:100 万米ドル

|        | ニュージーランド |        | 日 本       |        | アメリカ       |       |
|--------|----------|--------|-----------|--------|------------|-------|
|        |          | 実質成長率  |           | 実質成長率  |            | 実質成長率 |
| 2000 年 | 52,478   | 2.88%  | 4,648,290 | 2.88%  | 9,817,000  | 3.66% |
| 2002 年 | 59,828   | -0.49% | 3,915,450 | -0.49% | 10,469,600 | 1.60% |
| 2003 年 | 79,864   | 2.57%  | 4,242,622 | 2.57%  | 10,971,300 | 2.70% |
| 2004 年 | 97,908   | 3.67%  | 4,588,171 | 3.67%  | 11,734,300 | 4.22% |

(資料)総務省統計局「世界の統計 2006」

#### (2) 消費者物価上昇率

|        | ニュージーランド | 日 本   | アメリカ |
|--------|----------|-------|------|
| 2001 年 | 2.6%     | -0.7% | 2.8% |
| 2002 年 | 2.7%     | -0.9% | 1.6% |
| 2003 年 | 1.8%     | -0.3% | 2.3% |
| 2004 年 | 2.3%     | -0.0% | 2.7% |

(資料)総務省統計局「世界の統計 2006」

#### (3) 失業率

|        | ニュージーランド | 日 本  | アメリカ |
|--------|----------|------|------|
| 2000 年 | 6.0%     | 4.7% | 4.0% |
| 2001 年 | 5.3%     | 5.0% | 4.8% |
| 2002 年 | 5.2%     | 5.4% | 5.8% |
| 2003 年 | 4.7%     | 5.3% | 6.0% |
| 2004 年 | 3.9%     | 4.7% | 5.5% |

(資料)総務省統計局「世界の統計 2006」

## 2. 国家財政

2003-04 年度決算額

単位: 百万 NZドル

| 歳 入        |        |       | 歳 出       |        |       |
|------------|--------|-------|-----------|--------|-------|
| 内容         | 金額     | 構成比   | 内容        | 金額     | 構成比   |
| 租税         | 39,785 | 69.8% | 社会保障・福祉   | 17,084 | 30.9% |
| 財・サービス提供対価 | 10,385 | 18.2% | 教育        | 7,788  | 14.1% |
| 手数料・罰金等    | 2,763  | 4.8%  | 保健        | 7,412  | 13.4% |
| 投資収入       | 1,859  | 3.3%  | 交通・通信     | 5,619  | 10.1% |
| その他        | 2,235  | 3.9%  | 経済・産業サービス | 4,280  | 7.8%  |
|            |        |       | 年金        | 2,625  | 4.8%  |
|            |        |       | その他       | 10,416 | 18.9% |
| 合 計        | 57,027 |       | 合 計       | 55,224 |       |

## 3. 旅行者

### (1) ニュージーランドへの旅行者数の推移

| 年    | 人 数         | 前年比   |
|------|-------------|-------|
| 1994 | 1,213,318 人 | 11.6% |
| 1995 | 1,343,003 人 | 10.7% |
| 1996 | 1,441,838 人 | 7.4%  |
| 1997 | 1,551,341 人 | 7.6%  |
| 1998 | 1,464,766 人 | -5.6% |
| 1999 | 1,517,324 人 | 3.6%  |
| 2000 | 1,648,988 人 | 8.7%  |
| 2001 | 1,848,454 人 | 12.1% |
| 2002 | 1,955,538 人 | 5.8%  |
| 2003 | 2,061,132 人 | 5.4%  |

(資料) new Zealand official year book 2004

### (2) ニュージーランドへの旅行者の国別内訳(02 年 4 月～03 年 3 月)

| 順位 | 国名      | 人数        | 割合    | 前年比   |
|----|---------|-----------|-------|-------|
| 1  | オーストラリア | 638,354 人 | 31.0% | 0.7%  |
| 2  | イギリス    | 240,029 人 | 11.6% | 5.9%  |
| 3  | アメリカ    | 205,796 人 | 10.0% | 4.9%  |
| 4  | 日本      | 172,716 人 | 8.4%  | 15.5% |
| 5  | 韓国      | 115,317 人 | 5.6%  | 23.6% |

(資料) new Zealand official year book 2004



## 4. 貿 易

### (1) 輸出入金額の推移

単位: 百万 NZドル

| 輸 出  |        |       | 輸 入  |        |       |
|------|--------|-------|------|--------|-------|
| 年度   | 金額     | 前年比   | 年度   | 金額     | 前年比   |
| 1999 | 22,582 | 2.9%  | 1999 | 24,248 | 7.3%  |
| 2000 | 26,111 | 15.6% | 2000 | 29,193 | 20.4% |
| 2001 | 32,000 | 22.6% | 2001 | 31,927 | 9.4%  |
| 2002 | 32,332 | 1.0%  | 2002 | 31,811 | -0.4% |
| 2003 | 29,291 | -9.4  | 2003 | 32,161 | 1.1%  |

(資料) new zealand official year book 2004

### (2) 主な輸出入相手国(2003 年度)

単位: 百万 NZドル

| 輸 出 |         |       |       |        | 輸 入 |         |       |       |        |
|-----|---------|-------|-------|--------|-----|---------|-------|-------|--------|
| 順位  | 国名      | 金額    | 割合    | 前年比    | 順位  | 国名      | 金額    | 割合    | 前年比    |
| 1   | オーストラリア | 6,050 | 20.7% | -4.4%  | 1   | オーストラリア | 7,278 | 22.6% | -1.3%  |
| 2   | アメリカ    | 4,366 | 14.9% | -11.3% | 2   | アメリカ    | 4,067 | 12.6% | -14.9% |
| 3   | 日本      | 3,354 | 11.5% | -10.1% | 3   | 日本      | 3,876 | 12.1% | 7.1%   |
| 4   | 中国      | 1,457 | 5.0%  | 1.6%   | 4   | 中国      | 2,687 | 8.4%  | 13.3%  |
| 5   | イギリス    | 1,361 | 4.6%  | -13.9% | 5   | ドイツ     | 1,713 | 5.3%  | 8.7%   |

(資料) new zealand official year book 2004

### (3) 主な輸出入品目(2003 年度)

単位: 百万 NZドル

| 輸 出 |        |       |       |        | 輸 入 |          |       |       |       |
|-----|--------|-------|-------|--------|-----|----------|-------|-------|-------|
| 順位  | 品名     | 金額    | 割合    | 前年比    | 順位  | 品名       | 金額    | 割合    | 前年比   |
| 1   | 酪農品    | 4,714 | 16.1% | -20.4% | 1   | 乗用車及び部品等 | 4,985 | 15.5% | 13.6% |
| 2   | 食肉等    | 4,111 | 14.0% | -7.2%  | 2   | 機械・設備    | 4,333 | 13.5% | -0.8% |
| 3   | 木材・木工品 | 2,386 | 8.1%  | 0.3%   | 3   | 鉱物資源     | 3,152 | 9.8%  | 9.8%  |
| 4   | 機械・器具類 | 1,356 | 4.6%  | -2.8%  | 4   | 電気機器・設備  | 2,699 | 8.4%  | -3.8% |
| 5   | 魚介類    | 1,215 | 4.1%  | -13.3% | 5   | プラスチック製品 | 1,279 | 4.0%  | -2.7% |

(資料) new zealand official year book 2004

## IV 地方制度の概要

### 1. 政府間の事務配分

中央政府及び自治体が処理する事務

|      | 中央政府                                                                 | 広域自治体                                                                        | 地域自治体                                                                                                 |
|------|----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安全保障 | 外交<br>防衛<br>司法<br>警察/消防                                              | 広域的災害対策                                                                      | 災害対策<br>保健・安全に関する条例の制定                                                                                |
| 社会資本 | 国道<br>国立公園/保護地区<br>空港                                                | 広域的資源管理<br>・海岸、港湾、河川管理<br>・水質、土壌保全<br>・その他環境保全<br>広域交通計画<br>公共交通への助成<br>広域公園 | 上下水道/ごみ処理/雨水処理<br>地域交通計画<br>地方道路/駐車場<br>都市計画/地域開発計画<br>建築規制<br>空港(貨物専門の小規模なもの)<br>/港湾<br>公共交通<br>交通管理 |
| 教 育  | 大学/技術専門学校(ポリテク)<br>公的学校<br>私立学校への助成<br>国家資格の認定<br>就学前教育(幼稚園など)の運営・補助 |                                                                              | 就学前教育の運営・補助                                                                                           |
| 保健福祉 | 健康保険/医師免許<br>公的病院<br>指定伝染病予防<br>住宅援助/就業支援<br>身障者・高齢者に対する給付<br>児童福祉   | 汚染規制<br>伝染病予防                                                                | 住宅整備<br>公園<br>飲食店などの営業許可<br>飼犬の登録                                                                     |
| 文 化  | 国立美術館/博物館                                                            |                                                                              | 各種レクリエーション・スポーツ施設<br>公園<br>図書館<br>地方美術館/博物館                                                           |
| 経 済  | 通貨<br>税関/通商規制<br>郵便<br>発電/送電<br>科学/研究開発<br>貿易振興                      |                                                                              | 産業振興(情報提供、産品普及など)<br>林野<br>電気供給                                                                       |

## 2. 地方自治体の概況

### (1) 地方自治体の地位及び権限

地方自治体の組織、権限、財源、運営などは地方自治法などが明確に定めている。現行の地方制度は次の6つの原則に基づく。

- ① 中央政府が法律に基づいて全ての地方自治体を設置する。(通常は、個別の設置法ではなく、一般法に基づいて設置)
- ② 法律やその他の法令が地方自治体の権限を規定する。地方自治体は、下位の立法機関として条例を制定できる。
- ③ 各地方自治体は一定区域を基盤とし、その区域において活動する。
- ④ 全ての地方自治体には、その活動を統括する議会を設置する。
- ⑤ 地方自治体は、土地に対して課す資産税、供給サービスの対価である使用料・手数料、当該地方自治体が出資し設立した事業体からの配当などを財源とする。
- ⑥ 全ての地方自治体は、その収支の総額および支出の内容を決定する。

### (2) 地方自治体の種類

#### ● 地域自治体(territorial authority)

広範な事務を処理する基礎的自治体で、概ね日本の市町村に相当する。市(City)と区(District)の2種類があり、人口が5万人以上であることが市になるための要件。市と区の違いは権限の差はない。

#### ● 広域自治体(regional council)

全国を12に区分した各広域単位に設置され、環境保全、海岸・河川管理、大規模災害対策など、広い意味での国土管理に関する広域的な事務を処理する自治体。

地域自治体とは異なる機能を補完的に果たすという並列的な関係にあり、区域内の地域自治体の連絡調整を図る役割は担っていないため、ニュージーランドの地方制度は一層制とも言われる。

#### ● 統合自治体(unitary authority)

地域自治体と広域自治体の両方の機能を兼ね備えた自治体。

### (3) 自治体の数

|       |             | 北 島   | 南 島   | 合 計   |
|-------|-------------|-------|-------|-------|
| 地域自治体 | City(市)     | 12    | 4(1)  | 16(1) |
|       | District(区) | 37(1) | 20(2) | 57(3) |
|       | 小計          | 49(1) | 24(3) | 73(4) |
| 広域自治体 |             | 8     | 4     | 12    |
| 合 計   |             | 57    | 28    | 85    |

(注) 地域自治体の数には、統合自治体を含む。( )内は、統合自治体数。

(資料) Local Government New Zealand ホームページ

### (4) 自治体の面積及び人口

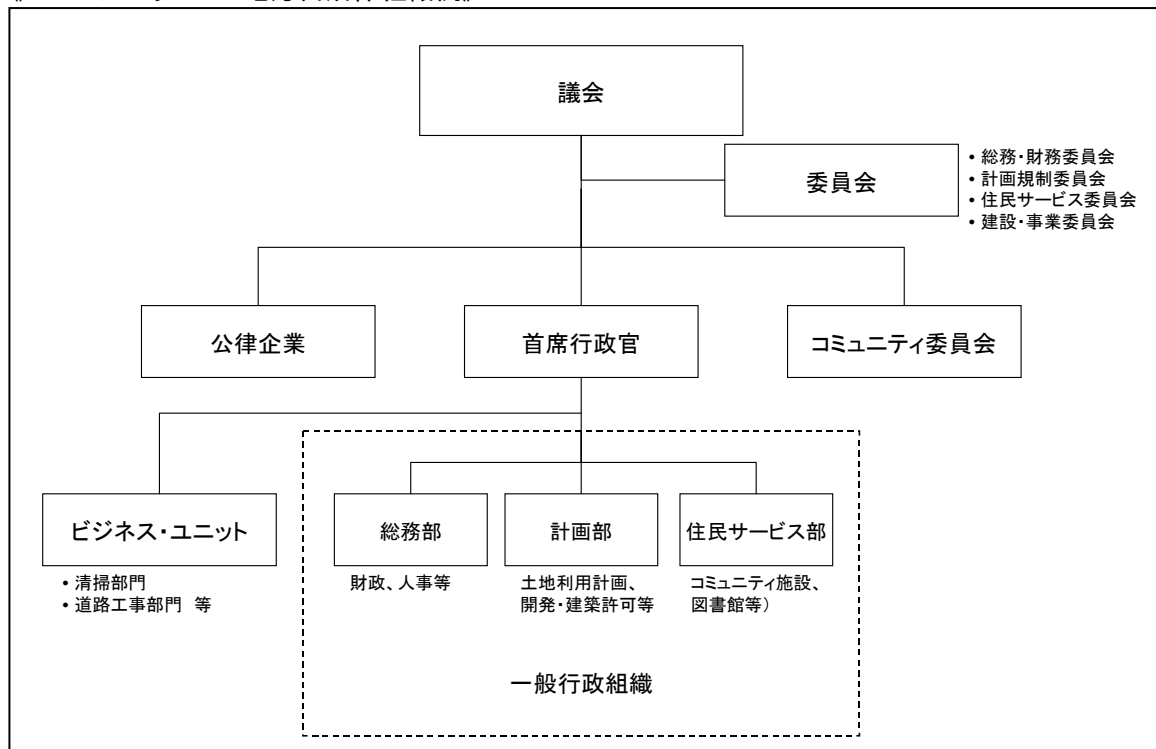
|    | 面 積   |                       | 人 口(03年6月) |          |
|----|-------|-----------------------|------------|----------|
| 最大 | タスマン  | 14,538km <sup>2</sup> | オークランド     | 415,200人 |
| 最小 | カウエラウ | 22km <sup>2</sup>     | チャタム・アイランド | 750人     |

(資料) new Zealand official yearbook 2004

### 3. 地方自治体の組織

- ・地方自治体の最高意思決定機関は「議会」である。
- ・議長(市長)は、対外的に地方自治体を代表する。
- ・執行機関の最高責任者は、議会が任命する「首席行政官」である。
- ・地方自治体の組織には、一般行政組織としての各部局のほか、コミュニティ・レベルの下部組織である「コミュニティ委員会」、地方自治体の企業的活動を担当する「ビジネス・ユニット(独立事業単位)」や「公律企業」などがある。
- ・地域自治体と広域自治体の機能を併せ持つ「統合自治体」の組織は、基本的に地域自治体と同じで、議会は1つ、首席行政官も1人。

#### 《ニュージーランドの地方自治体組織例》



#### (1) 議会及び議長(市長)

##### 《役割》

- ・議 会……………地方自治体の意思決定機関として政策の基本方針および予算を決定し、その決定に基づき政策を執行する首席行政官を任命する。
- ・議長(市長)………議会を代表するとともに、対外的に地方自治体を代表する。  
※地域自治体の議長は「Mayor(市長)」、広域自治体の議長は「Chairperson(議長)」と呼ばれる。

##### 《選出方法》

- ・地域自治体の長……………住民による直接選挙
- ・広域自治体の議長……………議会の議員による互選

##### 《自治体議会議員の選挙制度》

##### ①選挙権

- 18歳以上のニュージーランド国民及び永住権保有者に与えられ、選挙人には次の2種類がある。
- ・居住者選挙人……………自治体の居住者で選挙人登録がされている者

- ・レイト納税者選挙人……居住者ではないが、自治体へレイトを納めている者(レイトを納めている法人の代表者を含む)

## ②投票の方法

郵便による投票のみで、投票日の約 1 週間前に選挙人に投票用紙が郵送される。

## ③投票日

3 年ごとの 10 月の第 2 土曜日に全自治体の選挙が一斉に行われる。

|       | 任期 | 選挙の区域     | 定数     |
|-------|----|-----------|--------|
| 地域自治体 | 3年 | 選挙区又は地域全体 | 6～30 人 |
| 広域自治体 | 3年 | 選挙区       | 6～14 人 |

## 《報酬》

報酬の上限額は、自治体の規模に応じて地方自治体大臣が定めている。各自治体の議員の報酬の具体的な額は、人口や勤務形態(常勤または非常勤)により異なる。

## (2) 首席行政官 (Chief Executive Officer)

- ・首席行政官は、地方自治体の行政執行の最高責任者として、議会の行った決定に則して当該地方自治体の事務を執行する。
- ・議会が公募し、応募者の中から任命する。任期は 5 年以下で、5 年経過後は再検討を経て 2 年まで契約の延長が可能。
- ・議会が任命する職員はこの首席行政官のみで、他の職員の任免は全て首席行政官が担当する。
- ・具体的な行政運営や職員人事は専ら首席行政官が担当し、議会は介入しないのが原則。
- ・首席行政官は、次のような責任を負う。

### 《健全な地方自治体運営》

- 議会が議決した事項を実施すること
- 議会議員およびコミュニティ委員会委員に対し助言をすること
- 委任、賦課または授権された事務、義務および権限を適切に処理・執行すること
- 当該地方自治体の業務および計画を効果的・効率的に運営すること

### 《職員管理》

- 職員の任免を行うこと
- 職員の勤務条件に関する交渉を行うこと
- 地方自治体が雇用者としての責務を適切に果たしていることを確認すること
- 均等な雇用機会を確保すること

## (3) コミュニティ委員会 (Community Board)

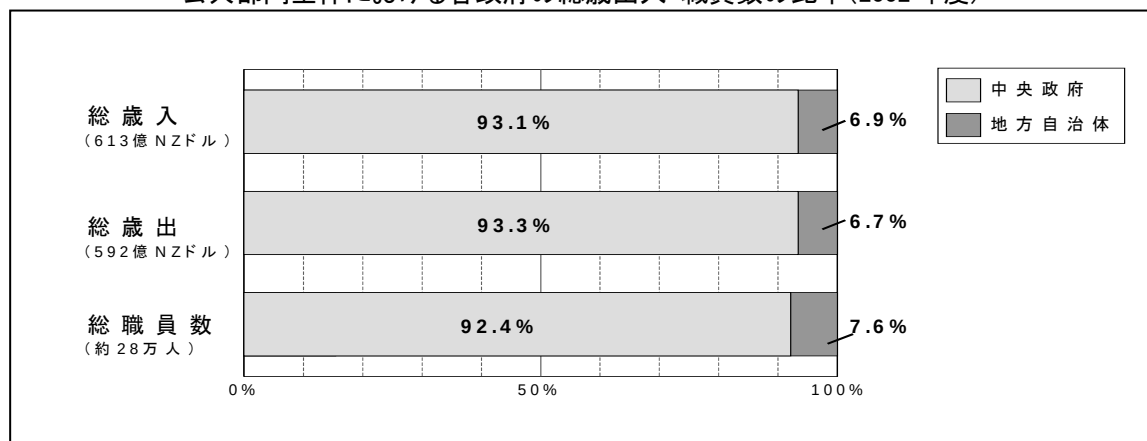
- ・地域自治体内の一定の区域を基礎として設置され、以下の事務を行う。
  - 地域自治体が付託した事項または当該コミュニティ委員会に関りのある事項について検討し、その結果を報告すること。
  - 当該区域内の道路、上下水道、公園、レクリエーション施設、コミュニティ活動および交通管理に関して意見を述べること。
  - 地域自治体の予算編成過程において、当該区域に関わる支出に対する意見書を提出すること。
  - 当該区域内のコミュニティ組織および各種営利団体と意見を交換すること。
  - その他、地域自治体から委任された事務を処理すること。
- ・地域自治体の下部組織であり、その財源は全て議会が議決する。
- ・地域自治体は、借入れ、財産の保有、職員の人事などを除いた権限の一部を委任できるが、実際にコミュニティ委員会に委任する権限は地域自治体により異なる。
- ・6 人以上 12 人以内で構成し、委員の半数以上は住民の直接選挙により選出、残りは議会が任命する。議会は、3 年ごとに公聴会の手続きを経て、コミュニティ委員会の設置の可否および各委員会の定数を見直すことができる。

## 4. 地方自治体の財政

### (1) 地方自治体財政の規模

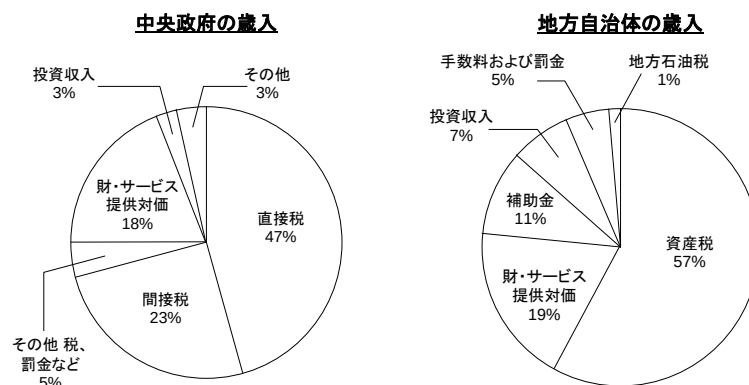
公共部門全体に占める地方自治体歳入および歳出の割合は約7%、職員数の割合は8%未満と、いずれも小さい。これは、ニュージーランドでは中央政府の役割が地方自治体に比べ極めて大きいことを反映している。

公共部門全体における各政府の総歳出入・職員数の比率(2002 年度)

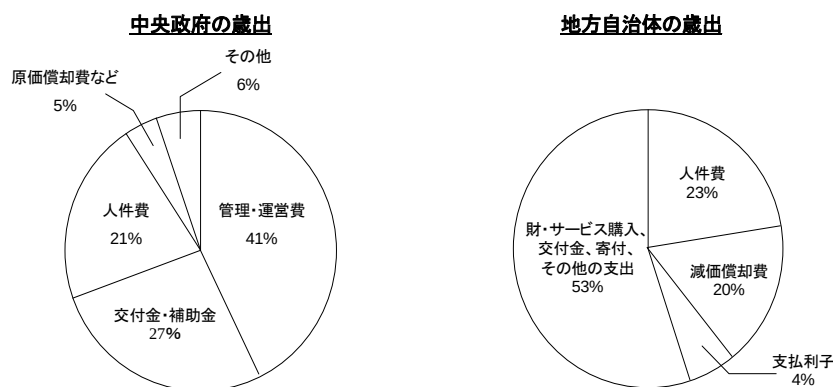


### (2) 中央政府および地方自治体の歳入・歳出

《2002 年度中央政府・地方自治体歳入内訳》



《2002 年度中央政府・地方自治体性質別歳出内訳》

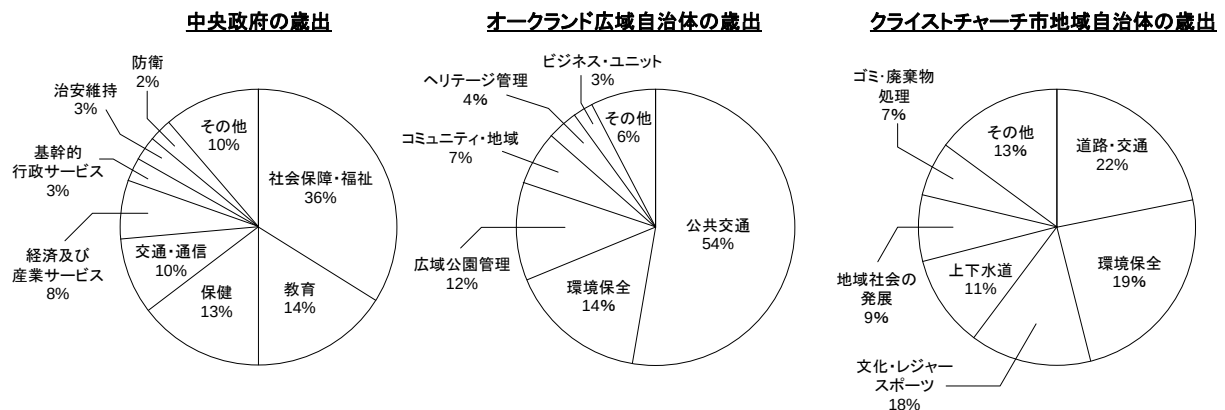


下のグラフは、中央政府、オークランド広域自治体およびクライストチャーチ市地域自治体の 2002 年度の目的別歳出内訳を表している。

社会保障・福祉、保健および教育の 3 項目が中央政府の歳出の 3 分の 2 を占める。オークランド広域自治体では、公共交通と環境保全の 2 項目が歳出の 7 割を占める。他の広域自治体でも、これら 2 項目の歳出に占める割合は大きい。

クライストチャーチ市地域自治体では、道路・交通、上下水道および環境保全に関する支出が同地域自治体歳入の過半数を占めるが、これは他の地方自治体においても同様である。

《2002 年度中央政府・地方自治体目的別歳出内訳》



### (3) 自治体の主な財源

ニュージーランドの自治体は、その財源の大部分を自ら調達する責任があり、サービスや財源の水準について中央政府が地域間の均衡を図るとい、日本の地方交付税のような制度はない。

- ①資産税(レイト)……土地の評価額を基準として、その所有者から徴収するもので、ごみ収集料、水道料金(基本料金)等の要素も含めてレイト総額が決定される。
- ②使用料……………施設使用料、駐車料金、水道料金(従量料金)。
- ③手数料及び罰金……建築認可、飼犬登録など。
- ④政府補助金…………主に道路及び公共交通に関して交付される。
- ⑤その他……………運用収益(利子、配当)など。

## 5. 地方行政改革の動向

### (1) 地方自治法の改正

- 1989 年……地方制度全般に渡る場本的な見直し
- 1996 年……財政運営に関する地方自治法の改正
- 2002 年……地域自治体と広域自治体への包括的権限の付与

### (2) 地方自治体の再編

- ・目的 — 自治体の規模を拡大し、組織的・財政的基盤の強化を図るとともに、行政運営の効率を高めること。
- ・方法 — 地方自治体委員会(地方自治体の合併・紛争調停等を担当する中央政府機関)の勧告に基づき、1989 年 11 月 1 日に整理統合を実施。

- ・結果 — 741 の団体を 92 に削減。地域自治体の平均人口は約 5 万人、広域自治体の平均人口は約 30 万人。
- ・配慮 — 旧自治体の区域を基礎にコミュニティ委員会を設け、住民が自治体に意見を述べる機会を確保。

| 地方自治体の種類           | 1989 年<br>(合併前) | 1989 年<br>(合併後) | 2006 年    |
|--------------------|-----------------|-----------------|-----------|
| 地域自治体<br>(うち統合自治体) | 219<br>(0)      | 74<br>(1)       | 73<br>(4) |
| 広域自治体              | 22              | 12              | 12        |
| 特別目的地方団体           | 500             | 6               | 0         |
| 合 計                | 741             | 92              | 85        |

注) 特別目的地方団体: 水道局・港湾局など特定の目的のために設立されていた地方団体。1989 年の地方行政改革によりほとんどが廃止され、その事務は広域自治体又は地域自治体に移譲された。

### (3) 自治体の権限

従来、自治体は法律で個別に定められた事務のみを処理するものとされ、関与できる分野は限られていたが、改革後は、規制に関する権限は法律の明確な根拠が必要であるが、それ以外の事務処理については、広範な権限が認められるようになり、経済開発、文化行政、地域における各種福祉サービスなど、従来はほとんど関与しなかった分野についても積極的な役割を果たせるようになった。

### (4) 自治体事業の企業化

中央政府は、1980 年代に主要国営事業の企業化が成功したことを受け、一連の法律を改正し地方自治体が会社組織として事業を運営することに対する規制を大幅に緩和した。また、地方自治体が各種サービスの供給形態を決定するときは株式会社、合弁事業、信託、外部委託など、様々な選択肢十分に検討すべきことを地方自治法で規定した。

その結果、企業的事業については、一般の行政組織とは異なる組織で処理する地方自治体が急増した。その代表的な組織形態が、「ビジネス・ユニット」と「公律企業」である。

1989 年までは、地方自治体サービスの 70%を内部部局の直営により供給していたが、直営比率は 1994 年までに 26%に低下し、ビジネス・ユニットによるものが 34%、公律企業によるものが 8%を占めるようになった。収益が期待できる事業の場合は公律企業、収益は必ずしも期待できないがより透明性の高い方法で運営することを目的とする場合はビジネス・ユニット(独立事業単位)を選択する傾向が強い。

#### ●ビジネス・ユニット(Business Units)

「ビジネス・ユニット」は、地方自治体組織の一部門であり、その職員は地方自治体が任用する。独立採算の事業単位として組織的・会計的に地方自治体の他組織とは明確に区別し、当該地方自治体内の他部局や地方自治体外の機関と契約を締結してサービスを供給する。

地方自治法には、ビジネス・ユニットについて明確な定めはないが、「地方自治体は、(その事務を処理することを目的として)会社、信託、合弁事業その他いかなる形態の団体の設立および運営に参加することができる」と規定しているので、ビジネス・ユニット形態でのサービス供給も当然認められると解されている。

#### ●公律企業(Council-Controlled Organisation)

「公律企業」とは、一般的には地方自治体が株式を過半数以上保有する会社のことをいう。また、地方自治体が利潤を追求する目的でかかわっている団体の場合、組織形態を問わず地方自治体が



30%以上の株式を持つものおよび地方自治体が経営責任者の任命権を有するものも公律企業と呼ぶ。

2003年5月現在、170の公律企業が設立されており、上下水道、ごみ収集処理、資産管理、林野管理、道路維持管理など、幅広い分野のサービスを提供している。

地方自治法は、公律企業の設立や同団体への業務移管の手続および経営基本原則などに関して詳細に定めている。

#### **(5)住民に対する説明責任(アカウンタビリティ)の強化**

従来、地方自治体の運営について住民が直接その意向を表明する機会は、議員の選挙、自治体の借り入れに関する住民投票等に限られていた。

1989年地方自治体法改正では、自治体の機能を拡大する一方で、自治体と住民との距離を縮め、自治体の運営に住民の意思がよりの確に反映されるようにすることを目的として、次のような制度を導入した。

- ①住民からの意見聴取を経て作成する年次計画書及び年次報告書の公表
- ②会計制度の現金主義から発生主義への転換
- ③自治体の各種情報及び各種会議の公開を拡大
- ④開発行為等について、住民が意見を述べる機会を保障

#### **(6)議会と首席行政官の役割の明確化**

- ・議会……………「政策の形成」、「予算の統制」、「行政運営の監視」の3つに集中
- ・首席行政官…上記以外の行政運営の責任の全てを一元化

## V 国際交流の概要

### 1. 日本の地方自治体の交流先としてのニュージーランド

日本の地方自治体と諸外国地方自治体の姉妹提携は、2006 年 8 月 31 日現在 1,546 件で、相手国は 60 の国と地域に達している。なお、ニュージーランドは、提携件数で 9 番目に多い。

日本と諸外国との姉妹提携数

| 地域   | 国・地域名       | 件数  | 地域  | 国・地域名    | 件数    |
|------|-------------|-----|-----|----------|-------|
| 北米   | アメリカ合衆国     | 434 | 大洋州 | オーストラリア  | 107   |
|      | カナダ         | 69  |     | ニュージーランド | 42    |
|      | 小 計         | 503 |     | パラオ      | 2     |
| 欧州   | フランス        | 48  |     | マーシャル諸島  | 1     |
|      | ドイツ         | 50  |     | 小 計      | 150   |
|      | ロシア         | 40  | アジア | 中国       | 318   |
|      | イタリア        | 35  |     | 韓国       | 111   |
|      | オーストリア      | 31  |     | フィリピン    | 18    |
|      | イギリス        | 13  |     | 台湾       | 10    |
|      | オランダ        | 11  |     | インドネシア   | 8     |
|      | スイス         | 11  |     | トルコ      | 5     |
|      | スペイン        | 11  |     | ネパール     | 4     |
|      | ベルギー        | 8   |     | スリランカ    | 3     |
|      | ギリシア        | 8   |     | モンゴル     | 3     |
|      | ポルトガル       | 6   |     | タイ       | 4     |
|      | フィンランド      | 5   |     | インド      | 3     |
|      | デンマーク       | 5   |     | マレーシア    | 1     |
|      | チェコ         | 4   |     | 北朝鮮      | 1     |
|      | ハンガリー       | 5   |     | イスラエル    | 1     |
|      | スウェーデン      | 4   |     | ブータン     | 1     |
|      | ノルウェー       | 3   |     | アラブ首長国連邦 | 1     |
|      | クロアチア       | 2   |     | 小 計      | 492   |
|      | ルーマニア       | 2   | 中南米 | ブラジル     | 58    |
|      | ウクライナ       | 2   |     | メキシコ     | 9     |
|      | ベラルーシ       | 1   |     | パラグアイ    | 2     |
|      | セルビア・モンテネグロ | 1   |     | コスタリカ    | 2     |
|      | ブルガリア       | 1   |     | チリ       | 1     |
|      | ラトビア        | 1   |     | パナマ      | 1     |
|      | リトアニア       | 1   |     | ボリビア     | 1     |
|      | スロベニア       | 1   |     | 小 計      | 74    |
|      | スロバキア       | 1   | 合計  |          | 1,546 |
|      | 小 計         | 311 |     |          |       |
| アフリカ | エジプト        | 1   |     |          |       |
|      | カメルーン       | 1   |     |          |       |
|      | チュニジア       | 1   |     |          |       |
|      | 小 計         | 3   |     |          |       |

## 2. ニュージーランドと諸外国との姉妹提携の現況

ニュージーランドの自治体と諸外国自治体との姉妹提携件数は、150 件(2006 年 8 月 31 日現在)となっている。

日本の自治体との姉妹提携件数は 42 件で、日本は国別提携件数第1位である。

### ニュージーランドと諸外国の姉妹提携数

(2006 年 8 月 31 日現在)

| 地 域 | 国・地域名   | 件数  |
|-----|---------|-----|
| 北 米 | アメリカ合衆国 | 24  |
|     | カナダ     | 3   |
|     | 小 計     | 27  |
| 欧 州 | イギリス    | 10  |
|     | フランス    | 3   |
|     | ギリシア    | 1   |
|     | ベルギー    | 1   |
|     | デンマーク   | 1   |
|     | オランダ    | 1   |
|     | アイルランド  | 2   |
|     | 小 計     | 19  |
| 大洋州 | オーストラリア | 27  |
|     | 小 計     | 27  |
| アジア | 日本      | 42  |
|     | 中国      | 30  |
|     | 韓国      | 4   |
|     | 台湾      | 1   |
|     | 小 計     | 77  |
| 合 計 |         | 150 |

(資料)New Zealand Sister Cities Association ホームページ

## 3. 日本とニュージーランドとの姉妹提携

日本とニュージーランドの地方自治体の姉妹提携件数は、42 件(2006 年 8 月 31 日現在)となっている。

(2006 年 8 月 31 日現在)

|   | 提携年月日           | ニュージーランド  | 日本(都道府県)  |
|---|-----------------|-----------|-----------|
| 1 | 1973 年 3 月 7 日  | クライストチャーチ | 倉敷市(岡山)   |
| 2 | 1976 年 5 月 7 日  | ネルソン      | 宮津市(京都)   |
| 3 | 1980 年 4 月 22 日 | ネーピア      | 苫小牧市(北海道) |
| 4 | 1980 年 7 月 25 日 | ダニーデン     | 小樽市(北海道)  |
| 5 | 1982 年 2 月 24 日 | マヌカウ      | 宇都宮市(栃木)  |

|    | 提携年月日            | ニュージーランド          | 日本(都道府県)  |
|----|------------------|-------------------|-----------|
| 6  | 1983 年 7 月 28 日  | ワナカ               | 益田市(島根)   |
| 7  | 1983 年 12 月 6 日  | オークランド(マウンガキキ地区)  | 富岡町(福島)   |
| 8  | 1984 年 5 月 14 日  | ハミルトン(ワイカト地区)     | さいたま市(埼玉) |
| 9  | 1986 年 6 月 24 日  | オークランド            | 福岡市(福岡)   |
| 10 | 1987 年 7 月 10 日  | ロトルア              | 別府市(大分)   |
| 11 | 1987 年 10 月 7 日  | タウポ               | 箱根町(神奈川)  |
| 12 | 1987 年 10 月 14 日 | アシュバートン           | 南魚沼市(新潟)  |
| 13 | 1988 年 4 月 18 日  | タウランガ             | 日立市(茨城)   |
| 14 | 1988 年 4 月 29 日  | ワンガヌイ             | 長泉町(静岡)   |
| 15 | 1988 年 7 月 7 日   | マールボロー            | 天童市(山形)   |
| 16 | 1990 年 3 月 30 日  | ギズボーン             | 野々市町(石川)  |
| 17 | 1991 年 1 月 16 日  | マールボロー            | 小谷村(長野)   |
| 18 | 1991 年 4 月 29 日  | ニュープリマス           | 三島市(静岡)   |
| 19 | 1992 年 5 月 4 日   | ワイタケレ             | 加古川市(兵庫)  |
| 20 | 1992 年 9 月 9 日   | セルウィン             | 安芸高田市(広島) |
| 21 | 1993 年 4 月 20 日  | インバーカーギル          | 熊谷市(埼玉)   |
| 22 | 1993 年 5 月 13 日  | ケリケリ              | 湯浅町(和歌山)  |
| 23 | 1993 年 5 月 17 日  | オークランド            | 品川区(東京都)  |
| 24 | 1993 年 10 月 28 日 | リッチモンド            | 富士見町(長野)  |
| 25 | 1993 年 12 月 15 日 | ポリルア              | 西尾市(愛知)   |
| 26 | 1994 年 2 月 4 日   | ウェリントン            | 堺市(大阪)    |
| 27 | 1995 年 1 月 31 日  | フォックストン           | 下総町(千葉)   |
| 28 | 1995 年 3 月 30 日  | ホワイトモディストリクト      | 辰野町(長野)   |
| 29 | 1995 年 7 月 16 日  | ハット               | 箕面市(大阪)   |
| 30 | 1996 年 2 月 2 日   | ブラー               | 日田市(大分)   |
| 31 | 1997 年 9 月 7 日   | タスマン(モトエカ地区)      | 清里町(北海道)  |
| 32 | 1997 年 10 月 12 日 | ワイパ(ケンブリッジ地区)     | 美幌町(北海道)  |
| 33 | 1997 年 11 月 7 日  | タウポ(ツランギ／トンガリロ地区) | 北塩原村(福島)  |
| 34 | 1997 年 11 月 16 日 | ワカタネ              | 鎌ヶ谷市(千葉)  |
| 35 | 1997 年 12 月 19 日 | タウランガ             | 須崎市(高知)   |
| 36 | 1998 年 4 月 21 日  | マスタートン            | 廿日市市(広島)  |
| 37 | 1999 年 5 月 8 日   | ワイロア              | 北茨城市(茨城)  |
| 38 | 1999 年 10 月 20 日 | ロドニー(ワークワース地区)    | 古殿町(福島)   |
| 39 | 2000 年 7 月 11 日  | ルアペフ              | 豊岡市(兵庫)   |
| 40 | 2000 年 7 月 14 日  | セルウィン             | 湧別町(北海道)  |
| 41 | 2002 年 7 月 26 日  | フランクリン(プケコヘ区)     | 原村(長野)    |
| 42 | 2002 年 11 月 7 日  | クルーザ連合市(オタゴ地方)    | 南丹市(京都府)  |

#### 4. 外国青年招致事業(JETプログラム)参加状況

1987年度のJETプログラム開始以来、ニュージーランドからは毎年参加があり、最近では、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリアに次ぐ人数が参加している。

| 年 度  | 国際交流員(CIR) |     | 英語指導助手<br>(ALT) |       | スポーツ国際交流員<br>(SEA) |    | 合 計 |       |
|------|------------|-----|-----------------|-------|--------------------|----|-----|-------|
|      | NZ         | 全体  | NZ              | 全体    | NZ                 | 全体 | NZ  | 全体    |
| 1987 | 1          | 35  | 22              | 813   | -                  | -  | 23  | 848   |
| 1988 | 1          | 59  | 33              | 1,384 | -                  | -  | 34  | 1,443 |
| 1989 | 1          | 93  | 42              | 1,894 | -                  | -  | 43  | 1,987 |
| 1990 | 4          | 138 | 67              | 2,146 | -                  | -  | 71  | 2,284 |
| 1991 | 6          | 175 | 124             | 2,699 | -                  | -  | 130 | 2,874 |
| 1992 | 6          | 217 | 159             | 3,108 | -                  | -  | 165 | 3,325 |
| 1993 | 9          | 277 | 189             | 3,508 | -                  | -  | 198 | 3,785 |
| 1994 | 7          | 314 | 193             | 3,865 | 0                  | 6  | 200 | 4,185 |
| 1995 | 7          | 375 | 194             | 4,243 | 0                  | 11 | 201 | 4,629 |
| 1996 | 15         | 440 | 196             | 4,574 | 2                  | 19 | 213 | 5,033 |
| 1997 | 20         | 485 | 201             | 4,831 | 4                  | 31 | 225 | 5,347 |
| 1998 | 28         | 545 | 225             | 5,096 | 4                  | 46 | 255 | 5,677 |
| 1999 | 31         | 550 | 272             | 5,241 | 4                  | 44 | 306 | 5,825 |
| 2000 | 28         | 574 | 338             | 5,467 | 4                  | 37 | 370 | 6,078 |
| 2001 | 23         | 576 | 345             | 5,583 | 3                  | 31 | 371 | 6,190 |
| 2002 | 28         | 568 | 368             | 5,666 | 1                  | 29 | 397 | 6,273 |
| 2003 | 24         | 548 | 349             | 5,649 | 2                  | 29 | 375 | 6,226 |
| 2004 | 20         | 512 | 323             | 5,567 | 2                  | 24 | 345 | 6,103 |
| 2005 | 16         | 470 | 302             | 5,362 | 2                  | 21 | 320 | 5,853 |
| 2006 | 18         | 431 | 254             | 5,057 | 2                  | 20 | 274 | 5,508 |